

照会票

分野	公証人制度
省庁名	法務省
<p>【照会 1】</p> <p>以下の点に関するデータを御提供ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国・大規模都市・中規模都市・小規模都市別の公証人の平均年間支出額及びそれに対応する平均収入額（売上額） ・ 弁護士から公証人となった者が所属する公証役場 	
<p>【回答 1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法務省としては、制度を所管する立場から必要な公証制度の利用実態の把握として、各公証人・公証役場の売上額（収入額）を把握することで十分と考えており、それ以上の各公証人・公証役場の経費額や所得額は把握していません。そのため、照会のあった平均年間支出額（経費額）についてデータを保有しておらず、回答することはできません。 <p>このような取扱いとしている趣旨は、公費を一切受けずに独立採算で事業を行っている公証人の業務の性質上、法務省が、各公証人・公証役場の経費額や所得額まで報告を求められるものではなく、また、これを把握しようとするれば、事業者である公証人の個人情報との関係で問題があり、相当ではないと考えているためです。</p> <p>もっとも、公証制度に関する議論のために必要という趣旨で御依頼があれば、必要な情報収集について検討し、日本公証人連合会と協議いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去 5 年間で判事・検事以外の法曹有資格者が公証人に採用された公証役場は、以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> <令和元年公募> 杉並公証役場（東京都） <令和 2 年公募> 武蔵野公証役場（東京都） <令和 3 年公募> 立川公証役場（東京都） <令和 4 年公募> 札幌大通公証役場（北海道） 渋谷公証役場（東京都） 	

＜令和5年公募（令和5年7月公募実施分までの途中経過）＞
博多公証役場（福岡県）

【照会2】

公証人法第13条による公募対象は主に都市部の公証役場であり、同法第13条ノ2による公募対象は主に地方部の公証役場である理由を回答願いたい。併せて、都市部とそれ以外とで公証人として求められる能力・資質に違いがあるか否かをご確認いただきたい。

【回答2】

まず前提として、公証人に求められる能力・資質を説明します。

公証人は、予防司法の観点から、私人間の法律関係や私権に関する事実についての文書の作成等に公的な機関として関与し、その内容を証明する役割を担っており、この役割にふさわしい能力、識見が求められます。

その職務に当たっては、広範な分野で次々と見直しがされる法改正の動向や実務を把握しておくことも必要となります。例えば、家族制度に関する民法や会社組織に関する会社法の見直しは頻繁に行われていますが、そのような法改正は、公正証書の作成や定款認証における法令適合性審査に影響します。

また、私人間の法律関係等に関する文書の作成等に関与する以上、職務遂行上の過誤は、公証サービスを利用した私人の権利・利益を侵害することにもつながります。公証人が違法・無効な公正証書を作成して損害を与えた場合には、国家賠償法に基づく賠償の対象となります。

加えて、公証人は、紛争性の高い事案について公証事務を行うことも少なくありません。例えば、被相続人が一部の推定相続人に有利な内容の公正証書遺言の作成を希望する場合には、推定相続人間の紛争を背景にした第三者の働き掛けがないか等にも配意して、被相続人の真意に沿った公正証書遺言を作成することが求められます。また、公証人は、事後に法的紛争に発展する可能性に備え、公正証書の作成時に真意性等に関する資料を収集して保存しておくことや、後日に紛争となった場合には、証人となって裁判所に出廷することも求められます。

これらの職務の性質、内容からすれば、公証人には極めて高度な法律専門性及び法的素養が不可欠となります。そのため、公証人法は、法務大臣が、法曹有資格者から公証人を任命することを原則としています（公証人法第13条）。

ただし、公証業務はユニバーサルサービスとしてあまねく全国で提供する必要があるところ、地方部においては、法曹有資格者からの公証人への応募が見込まれず、公証ニーズを満たすことができない地域が存在することから、制度上の例外的な措置として、公証人法は、管轄区域内に公証人がなく、又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法曹資格に準じて多年法務に携わった経験を有する者を対象とした公募を行い、審査会（弁護士や学者等が構成員となっています。）による厳格な能力審査を行った上で、公証人に任命することを認めています（公証人法第13条ノ2）。

このように、公証人法第13条ノ2による公募は、法曹有資格者からの公証人への応募が見込まれない地域を対象とした例外的な手続であることから、地方部が中心となっているものです。

なお、公証人は、上述のとおり、極めて高度な法律専門性及び法的素養を有している必要がありますが、とりわけ都市部においては、例えば、民事信託や事業承継に関する案件といった、複数の法律分野に関連する内容を含み、非定型かつ複雑な内容の公正証書の作成を多く取り扱うなど、より複雑・難解な法律関係に関する文書の作成を求められる事案が多いことから、地方部と比較して、より高度な能力、識見が必要となる傾向にあります。